**令和４年度：貸切タクシー利用促進支援事業（案）の概要説明**

**※［補助対象要件］を必ずご覧ください。**

［対象事業］

１台につき１日あたり３万円を限度に、時間貸切運賃または観光ルート別運賃を適用したタクシーの認可貸切運賃の２分の１以内を助成する。

［事業の規模（予算）］ 事業予算額＝９,０００千円

［対象事業者］ 秋田県内を営業区域として一般乗用旅客自動車運送事業を行う事業者。

［補助対象要件］

以下の方式により、貸切タクシーを利用すること。

1. **１時間以上**貸し切って（**※１時間貸切運賃または観光ルート別運賃**）利用。
2. 利用者は前日までにタクシー会社に予約を行い、**「貸切タクシー優待申請書」**を利用する旨を伝える。
3. 利用者は、乗車した際に乗務員から優待申請書を受領し、必要事項を記入の上乗務員に優待申請書とともに運賃の半額を支払う。
   1. 他自治体から本事業と同様に認可貸切運賃に対する半額程度の助成を受けているものや会社・※２学校が負担するものは対象外。（例；秋田市観光ｍｙタクシー・出張時の得意先回り 等）
   2. **現金**又は**キャッシュレス決済**（旅行会社の発行するクーポンは、使用できません。）で利用される方が**対象**。その場で運賃や支払金額が明確でなく、「ご利用者情報」欄にサインをいただけない場合は対象外。⇐上記３を参照
   3. 必ずしも「観光」利用には限定しない。（例；町内会での利用や近隣の墓参り等）

* **不明な点は、事前にお問い合わせください。**

［補助金の額等］

認可貸切運賃の２分の１以内で、１台につき１日あたり３０千円を限度。

（予算の範囲内で交付）

* 運賃には、高速道路利用料金や駐車場料金、観光施設への入館料等は含まない。

［事業の期間］

令和４年４月１５日から令和５年１月３１日の予定

※但し、予算がなくなり次第終了。

［注意］

* 補助金の交付を希望する事業者は、「事業実施意向の有無」を期限までに報告することになっている。**（周知文書に記載）**
* 事業実施にあたり、秋田県及び秋田県ハイヤー協同組合事務局は、必要に応じてタクシーの運行記録の確認や利用者への利用状況の確認等を行う場合がある。

※１＝認可された「時間貸切運賃または観光ルート別運賃」であり、パッケージ商品は対象に

ならない。（但し、運賃が明確である場合は除く。）

※２＝クラブ活動や修学旅行等、父兄が負担する場合は対象となる。